

子育ては誰もが “若葉マーク”

第2回 「餅は餅屋」なのだから 専門家と出会うために



あいち障害者センター
近藤直子

こんどう なおこ／あいち障害者センタ
ー理事長、全国発達支援通園事業連絡協
議会会長、元日本福祉大学。著書に『子
どもたちに幸せな日々を』（全障研出版
部）など。

リスク妊婦だったので、息子が生まれて
すぐに母子手帳についているハガキに新
生児訪問を依頼する旨を書いて出し、保
健師に来てもらいました。

現在自治体は、新生児訪問だけでなく
乳児家庭全戸訪問事業も実施していま
す。心配なこと、不安なことがあれば、
自治体の保健センターに「ヘルプミー」
すると、保健師が家庭訪問し支援してく

お母さんの子育てを支える上でのキー
パーソンは保健師。母子手帳の交付等妊
娠期から保健師のサポートが始まるから
です。地域のどこにどんな妊婦がいるの
か全体像を把握しているのは保健師だ
け。私は切迫流産で六週間休職したハイ

障害があつたり育つについでとき
に助けてくれる専門家は誰？

「児童福祉法」一九条では保健所長の
業務として「身体に障害のある児童につ

育て支援センターや子育て支援拠点等の
さまざまな子育て支援情報も提供してく
れる保健師は、最も身近で心強い専門家
なのですが、必ずしもそうはなっていない
自治体があるのも事実です。

自治体によって保健師の位置づ
けが異なるのはなぜ？

「児童福祉法」では、乳児家庭全戸訪
問事業等の子育て支援事業の実施主体は
市町村ですが、「委託も可能」という文
言が入っていますし、乳幼児健診も「母
子保健法八条二」で医療機関に委託でき
ることになっているため、親が保健師に
出会う機会の少ない自治体も実はあるの
です。保健師たちも、就職したときに乳
幼児支援業務がすでに委託されている
と、それがあたりまえのことと思うよう
になってしまいがち。自治体のすべての
親子を把握し家庭訪問もできる保健師業
務は子育て支援の要ですし、厚生労働省
も乳幼児健診での全数把握を保健師に求
めています。そうであれば、すべての
親子と出会う乳児家庭全戸訪問事業や乳
幼児健診の委託化はふさわしくありませ
ん。保健師の増員を可能にする予算措置
と、母子保健事業を自治体直営事業とし

て実施することが求められます。
日本の福祉制度は「申請主義」のため
申請がなければ支援を受けることができ
ません。子育て支援制度の概要は高校家
庭科で学ぶものの、しんどいときに活用
できる制度について知らされている若い
人がどれだけいるでしょうか。問題の複
雑化を予防する母子保健施策の重要性を、
障害児家族にも、子育て支援や障害児支
援を進める関係者にも知っていただくこ
とにも、保健師に温かいエールをよろ
しく。

き、診査を行い、又は相談に応じ、必要
な療育の指導を行わなければならない」
と規定されています。そのため出生後す
ぐにわかる疾病や障害への支援は都道府
県や政令市等の保健所の業務ということ
になります。果たして十分に機能して
いるでしょうか。重症のお子さんが生ま
れた病院が、保護者に対して「保健所に
連絡するように」ていねいに声をかけて
いるか、特に里帰り出産の場合には問題
になります。不安な親を地域で支えるの
は、医療機関以上に保健機関ということ
になります。

障害と診断されているわけではないけ
れど、夜泣きがひどい、ミルクの飲みが
悪い等「育てにくい」ところのある子ど
もの子育て支援も、国の「健やか親子
21 第二次」では重要な位置づけになっ
ています。市町村の保健師は、妊婦健診
や母子手帳の交付、新生児訪問や乳児家
庭全戸訪問事業、そして乳幼児健診など
でも出会う機会があるため、子育てに悩
んだときに最も頼りになる専門家のほ
ず。だから国も虐待予防も含めて保健師
に期待しているのです。乳幼児健診では
栄養指導も身体計測も歯の健康相談も可
能。困ったら家庭訪問にも来てくれ、子

